

# 浄化槽の管理不全 悪質な場合（6か月以下懲役または100万円以下罰金）

## ～ 未来の子ども達へ 誇れる自然を 今生きる者の責任 ～

- 浄化槽は、法律に基づき、年1回の水質検査が義務付け
- 未受検だと6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金

### 法定検査（水質）について

- 必ず年1回の受検（保守点検や清掃は別途必要）
- 茨城県水質保全協会が検査を実施
- 早めの受検・手続きを（便利な一括契約もあります）



ネットで手続き

### 浄化槽を使用していない方へ 【届出は忘れずに】

- 以下に該当する場合、届け出が必要です
  - 空き家・長期不在で浄化槽を使用していない
  - すでに下水道へ接続済み
  - 建物を解体・用途変更した



ネットで届け出

### ① 下水道へ接続できる方 【助成制度あり】

- 供用区域内の方は、下水道への切替（接続）を検討ください
- 下水道接続により、維持管理の手間、環境負荷が低減します
- 条件を満たす場合、接続工事費の助成制度を利用できます



詳しくは

### ② 単独浄化槽をお使いの方 【補助制度あり】

- 単独浄化槽は、生活排水を未処理のまま放流します（8倍の汚れ）
- 水質保全のため、合併浄化槽への転換が推奨されています
- 合併浄化槽へ転換する場合、補助制度を利用できます



詳しくは

助成制度、届出方法、法定点検の手続きなどお問い合わせください

小美玉市 下水道課

電話：0299-48-1111 （内線 2125）

一般社団法人 茨城県水質保全協会

電話：029-291-4000  
（法定検査に関するお問い合わせ）